

政府の **物価高対応子育て応援手当** のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則申請は不要です。

注) **公務員等については、申請が原則必要**です。申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。

大和高田市

① 手当のご案内を送付しました。

② 受給を希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ
大和高田市へ連絡。

③ 児童手当受給口座等へ振り込みました。

子育て
世帯

申請が必要な方
公務員や新生児等

注) 裏面の「6」の方は申請書を提出ください。

1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

次に記載する児童が対象になります。

- (1) **令和7年9月分(※)**の児童手当の支給対象児童(※令和7年9月に出生した児童については10月分)
- (2) 令和7年10月1日から**令和8年3月31日まで**に出生した児童

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

上記(1)の**児童手当受給者**、または上記(2)の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童1人につき**2万円**(1回限り)です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

大和高田市では2月下旬から順次支給を開始しています。以降、入金の確認ができなかった場合は裏面記載の窓口までお問い合わせください。

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当受給者

原則、令和7年10月支給時(※)の児童手当受給口座か、届出書により届け出た口座に振り込みます(※令和7年9月に出生した児童は12月支給時)。

(2) 申請を行った保護者(「6」の対象者)

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は支給されませんので、必ず裏面の窓口にご連絡ください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次に記載する方は申請が原則必要です。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者（令和7年12月26日までに大和高田市児童手当担当課で児童手当を申請した場合は申請不要です。）
- ・所属庁から児童手当を受給している公務員（下記「公務員の方へ」を参照）
- ・10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により児童手当の申請が必要になった保護者（支給対象者から本手当を受け取っている場合や、既にこどものために本手当が使われている場合は、支給対象外となります。）

～公務員の方へ～

所属庁から、「児童手当の受給状況等を証明した申請書」が交付されます。

申請者は、所属庁から交付を受けた申請書に必要な事項をご記入のうえ、**令和7年9月30日時点における住所地の市区町村（令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童にかかる児童手当の受給者は当該児童手当の認定を行った時点における住民票所在市区町村）へ提出**してください。

申請期限がありますので、申請書が交付された後、速やかに申請・支払方法等について申請先の市区町村のホームページ等を確認し、申請してください。

7. こんなときはどうなるの？

■引越した場合はどうなりますか？

9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座もしくは届出書により届け出た口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前述の引越前の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く避難先の市町村にご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

お問い合わせ先
（大和高田市役所子ども施策課）

「物価高対応子育て応援手当」担当
電話：0745-22-1101
（受付時間：平日8:30～17:15）

お問い合わせ先（国）

子ども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
（受付時間：平日9:00～18:00）



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに大和高田市役所から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません。**もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに大和高田市役所の窓口又は最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。